

福祉オンブズおかやま会報 第28号 2007年5月

福祉オンブズおかやま 第8回 総会 & 講演会 ご案内

と き 5月27日(日)午後1時半～4時半

ところ 岡山県生涯学習センター(岡山市伊島町3-1-1 TEL 086-251-9750)

内 容 第1部 記念講演(1:30～3:30)

「脅かされる生存権保障」

・暮らしに困難を抱える人たちへの支援を考える

講師 井上 英夫 さん(金沢大学法学部教授)

第2部 総会(3:40～4:30) 活動報告と方針・決算・予算 他

不安定雇用を強いられた人たち、シングルマザー、障害のある人、ヤミ金融に苦しむ人たち、そしてまた、低年金受給高齢者など、暮らしに困難を抱える人たちは、確実に拡がりをみせています。

そうした中、「自己責任」「努力したものが報われる社会に」などと、声高に叫ばれ、自己責任に帰せられない人たちや、努力しても報われない人たちが置き去りにされています。その上、自らこの「自己責任論」を信じ、「こうなったのは自分が悪いからだ」と、自分を責めて、声をあげられない人たちもいます。

こうした人たちにどんな支援の手がさしのべられるべきなのか。福祉事務所、福祉オンブズマン、その他福祉に携わる団体等それぞれに期待される役割は何か。

このほど「北九州市生活保護問題全国調査団」団長を務められた井上先生にその生々しいご報告と、いまこの社会で問われているものは何か、私たちに何が求められているかを提示していただきます。ご期待下さい。

【講師紹介】

1947年埼玉県生まれ。金沢大学法学部法政科共生社会論大講座教授。前日本社会保障学会代表理事。元厚労省ハンセン病問題検討委員会委員長。障害を持つ人の参政権保障連絡会代表。高齢者運動基金理事長。国民医療研究所副所長。老人福祉問題研究会会長

参加費

会員：無料(当日、2007年度の会費をお願いします)

一般：資料代など 500円

ケアマネのひとり言（10）

その人らしい旅立ち...

～はじめに～

小雨の降る中で和美さんがいる場所は部屋いっぱい色鮮やかな花で覆いつくされ、そこだけが“あたたかな春”のようであった。それは3月下旬に初めてお会いして、1ヶ月も経たぬ間に旅立たれた和美さんの告別式。今もパソコンに向かいながら『苦しい』と表情で訴えて手を伸ばしてきた和美さんの顔、ベッドに上がりこんで懸命に母親の足をさすっていた娘さんの姿がはつきりと思ひ浮かぶ。最後まで自宅で、和美さんらしく生き抜き、それを必死で支え続けた家族のことを伝えたいと思う。

～出会い～

3月下旬、病院のケースワーカーより電話にて紹介を受けた。平成11年に乳癌を発症。その後、右胸壁、右側頭葉、両肺、右気管支、胸椎・腰椎・肋骨...と全身に転移し、余命1～2ヶ月。51歳であった。家族は夫と23歳の1人娘さん。これまで何度も入退院を繰り返し、手術もしてきたが『最後は自宅で...』と家族が希望されています...と言われた。介護保険は申請したばかりであった。すぐに夫と娘さんにお会いした。夫は『脳に転移があるので、意識混濁が始まると医師より言われた。例え意識混濁が始まっても自宅でみたい』と言われた。翌日、訪問看護師と和美さんに初めてお会いする。犬2匹、猫4匹もいるにぎやかな家庭であった。日中は1階のベッドで休むことが多いが、トイレには自分で行かれ、娘さんと一緒に入浴もされていた。『今は何でも自分で出来るし、娘が手伝ってくれるので大丈夫。』と気丈に言われた。その日、和美さんがとても動物好きであること、塾を開き多くの子どもたちを教えたこと、周りをホッとさせるくらい明るくおおらかな方であることを聞いた。しかし和美さんは私たちの前に座って話を聞くのが精一杯であったのだろう。硬い表情で必死に何かを耐えているようであった。

～経過～

4月に入ると容態が急速に変化した。背中・肋骨辺りに強い痛み、食欲不振、両下肢のむくみ、息苦しさが始まった。すぐに介護用ベッドと低反発マットを入れ、訪問看護サービスは呼吸補助のマッサージとリンパマッサージ、看護指導をお願いした。座ってられないほどの苦痛と呼吸苦に痛み止めが増量。

固形物がほとんど食べられなくなり、在宅で1回5時間の点滴が開始された。医師はもう少し長く点滴をすることも提案されたが『ポータブルトイレでの排泄は嫌です』と和美さんははっきり言われた。娘さんが同じ部屋で休まれ、排泄の訴えがあれば車椅子に乗せて、点滴をぶら下げてトイレへ連れて行かれた。

しかし、水分も十分取れなくなり翌日より24時間の持続点滴に変わり高カロリー輸液を注入、在宅酸素療法も開始となった。その後、苦しみは4日間絶えることなく続いた。和美さんは眠ることが多くなっていたが不意に身体を起こし『苦しい、しんどい』と訴えられた。気道が狭くなっていたためであろう。寝る姿勢になると血中の酸素濃度が下がるのでいつもベッドを90度近く起こしていた。『苦しい』と両手を挙げ、無意識に横隔膜を広げようとされた。その手を支え、呼吸が楽になる背中のマッサージを何度も繰り返す。1時間も続けると眠られる...その繰り返しであった。身体をどんなに起こしても苦痛が消えず、『立ちたい』と言われ前と後ろから抱きかかえるようにして立たせると、和美さんは必死で立ち続けた。ずり落ちそうになる身体を支え私たちは病氣と闘う和美さんに『楽になれ、楽になれ』と願うしかなかった。

夫から『娘は夜付きっきりで介護している。ほとんど眠っていない。午前中だけでいいから代わりに誰かついてもらえないか』と相談を受けた。翌日からヘルパーが入る予定であったが介護保険では『ただ傍に付いておく』ことがサービスとして認められない。家政婦を探す方法もあったが探している3、4日がもう待てない状況であった。私は共に働くスタッフに協力を求め、ヘルパーや訪問看護師が入っても埋められない時間を毎日交代で入り付き添った。

そんなふうに午前中は誰かが付き添うようになって4日目、駆けつけた訪問看護師が心臓マッサージを懸命に行う中、家族全員が和美さんの名前を呼び続ける中で静かに逝かれた。7年間、ケアマネジャーの仕事をしていて旅立ちのその瞬間、立ち会えたのは初めてであった。

翌日、自宅でのお通夜にうかがった私たちは驚いた。1階の家具は片付けられ床から天井まであふれんばかりの花で部屋が覆い尽くされていたから。『花でいっぱいにして...』夫の思いが精一杯込められていた。その花を見て涙が止まらなかった。

最後の10日間は、めまぐるしく変わる病状を追いかけるような日々であった。しかし在宅酸素の機械も業者の方は日曜日の夜遅くであっても持ってきて下さ

り、レンタル事業所も依頼すれば、その日中に手配し夜遅くても届けて下さった。主治医は最後の1週間、毎日往診して下さい、薬の量など家族と相談をしながら決めて下さった。そして担当の訪問看護師は朝に夜に必要であれば何度も訪問し、最後の日は医師が到着するまでずっと傍にいて下さった。そんな中で和美さんは亡くなる2日前まで自分で排泄を行い苦痛と戦い、家族もまた全身全霊で戦ったのだと思う。

～終わりに～

ケアマネジャーは『在宅での支援チーム』だけではなく、今まで関わって下さっていた病院関係者をも含めた幅広い連携をとっていくことが不可欠と感じている。病気と戦う在宅療養中の方は新たな苦しみが始まったときに、『入院したほうがいいのか...』といつも葛藤される。入院できる病院があることは頼りの綱でもあるのだ。今回、自宅での和美さんの状況を随時、紹介して下さったケースワーカーにメールや電話で報告し続け、それを病院での主治医・担当看護師に伝えてもらった。

亡くなる3日前、『こんなに苦しいなら入院する』と和美さんが言われた。その言葉に家族が迷われた。和美さんにとっても初めての苦しみであり、その苦しみと戦う姿を見ることが家族にとってもまた、初めてだったからである。私は「 病院の担当看護師に今、入院をして、何が出来るかを尋ねてみては...」と提案し、家族は電話をされた。話を聞いた看護師は『今、出来ることは苦しみを取ってあげること、苦しみを取るすべは毎日来てくださる先生がいるのなら、自宅にいても病院に来て出来ることはそんなに変わらない』と言われた。主治医がモルヒネの量を増やすことも可能と言われたので、ご家族は少しでも苦しまずにすむようにモルヒネの増量を希望し、自宅にいることを選択された。その時娘さんは、意識が朦朧としていきている和美さんに看護師から聞いたことをきちんと説明された。

和美さんの夫が仕事をされていたように、若い世代で療養中の場合、家族のほとんどは働いている。

娘さんは大学を休学して介護にあられたが、在宅療養中、1人で過ごす人も多い。せめて癌の末期症状の方、進行性の難病の方への訪問介護サービス（ヘルパーサービス）はただ付き添うことも介護保険の対象サービスとして認めて欲しいと思う。

和美さんが亡くなられて数日後、自宅に伺ったときに娘さんがたくさんのアルバムを見せて下さった。20代の頃、30代の頃...明るく笑顔あふれる和美さんの写真であった。今を生きている人たちが自分らしく最後までいられること、

それは自分らしく旅立てることへもつながると思う。その為に、人の生活を支える「介護保険」がサービスを厳しく制限するだけでなく、きめ細やかに人々の生活に、思いに添う制度であって欲しいと願う。

和美さんに出会い、ケアマネージャーとして何が出来るか。そして1人の人間として何が出来るか。その両方をいつも考えて続けた。和美さんが必死で生きたこと、そして写真でしか出会えなかったけれど、その輝く笑顔をこの先、ずっと忘れないと思う。それだけは確信している。 (ケアマネージャー 内藤さやか)

追伸：今回、原稿を読んで下さったご家族から『彼女の為にも是非とも実名で書いてやってください』との言葉を頂きました。イニシャルではなく名前で書かせていただきました。そのお気持ちに深く深く感謝しております。本当にありがとうございました。

福祉講座から

障害者のための成年後見

・ 家族でない成年後見の実践から ・

講師 岡 恒忠さん (社会福祉士)

第19回福祉講座が、3月21日、ウィズセンターに約30人の参加で開かれました。実務の経験を踏まえた貴重なお話に参加者は熱心に聞き入っていました。講師の岡さんは、ももぞの学園に13年勤務した後、社会福祉士事務所を開いて、成年後見を中心に活動。4名の障害者、3名の高齢者、成年後見法人の担当者として3名の担当。社会福祉士養成学校の講師も務めています。

以下概略を掲載します。(中見出し及び文責は編集委員会)

福祉の立場からの成年後見

成年後見というと司法の立場からというように受け取られ勝ちだけれど、私は福祉の立場からご本人に軸足をおいた身上監護、心情配慮というところに重点をおいて受任している。

2000年の民法改正で初めて「本人の意思を尊重し、かつその心身の状態および生活の状態に配慮しなければならない」という858条をよりどころにしてい

る。

本人の能力、とくに障害の種類、程度が重要。知的・精神・身体、さらに知的といっても一人一人違う。だから本人の能力に応じてサポートすること。本人の意思について、それが合理的判断だと言えるかどうかの問題がある。言ったとおりにするのならこの制度はいらない。合理的な意思と反するときは話し合いも必要。ひとり一人表現方法が違うし、変化する。いかにして信頼関係を作るかと言うことが大事。

家庭裁判所からは財産管理を一番に言われるけど、それも大事だけど、人間である。人間として生活していくために、どう、本人の意思を尊重して、本人に配慮するか。そのためにお金を使うのが財産管理。そう思っている。

私が受任しているものは、紛争性のあるものはほとんどない。その生活のためにどう財産を管理していくかをいちばんにおいてしている。

事例から

最初のころに相談を受けた事例。その方は、在宅でお母さん、お兄さん、妹さんとアパートで暮らしておられた。お父さんは数年前になくなり、相談の少し前にお母さんが亡くなった。お兄さんがAA、妹さんが中等度で姉妹だけで暮らしていた。地域生活支援センターの人が相談してきた。ご兄弟とも同じ通所の作業所に通っていて、お母さんが契約をしていた。作業所からも、利用が難しいということが福祉事務所に来ていた。福祉事務所もいっしょになったの申立になった。

調査官の段階で面会すれば「鑑定不要」となるくらいお兄さんは重かった。

親族、おじさん叔母さんに相談した。80歳前後で、申立人にはなるけど、後見人はできない。

お兄さんの後見を私が担当しました。妹さんは保佐類型。コーディネーターに安全安心確保はお願いすると強く頼んで、お兄さんは入所施設。妹さんはグループホームへ入った。

2人とも私が受任してしまうとよくないと思って、知り合いの弁護士にお尋ねした。親の財産を2人で相続するのに、両方を私が一人でしたら利益相反行為になりかねないと言うことで、相談した弁護士の先生に保佐人になってもらった。弁護士さんに協議書を作ってもらった。

お兄さんは私と同じ世代で50代。ずっと妹と一緒に地域で暮らしてきたので絆が強かった。妹さんがお兄さんに会いたいということで、福祉サービスを利用に行かれた。ところが、最初はお兄さんの入所している施設で面会を拒否したらしい。そのことを妹さんが自分の施設の人に言い、それが私に伝わってき

た。そこで私がすぐに、お兄さんの施設に申し入れた。なぜ会えないのかと。

小遣い程度のお金を施設に預ける。施設はそのお金を規定に基づいて管理していく。

でもその管理にはありませんでした。重要事項説明書に1行、預かります。と書いてあっただけ。私はルールを作ってくださいと言いました。こう言っていくと、施設長から「岡さん、成年後見人を代えることができないのか」と言われた。できません。裁判所で選任されたら、「相当な理由」が必要です。私が亡くなったとき、ご本人が亡くなったとき、私が事務をできなくなって申し出たとき、私のご本人の財産を使い込んだときなど、裁判所が後任を探すでしょう。そういうときしか代わることはできません。

施設に対しては、私の言っていることは、本人が言っていることだ、と言っています。本人が言っていることに対してきちんと答えてほしいと言っています。施設では本人の名前、身元引受人あるいは身元保証人を書く欄がある。何のために必要なのかと聞いた。すると支払のためだという。そこで「支払はするから、成年後見人と書き換えたらどうか」と言うとそれでしてくれた。しかし、18年度にはいると、「岡が身元保証人にならないのですね。家族の会にも入らないんですよ。今年度だけはめんどうみましよう」といわれた。ということは退所せよということ。他の人にも波及したら困ると言われた。身元保証人にならないとなぜいけないのか、なぜ家族の会に入らないといけないのか、なぜ波及すると困るのか、教えてくださいと言っていた。口頭で何度も言ったけど答えがないので、これを文書で「回答してくれ」と求めた。家庭裁判所の監督の下に活動しているので、収支報告、財産目録などといっしょに報告するからと付け加えた。口頭で「文書では回答しません」ということだった。

こんな状態でしたから、次の施設を探し妹さんにも近いところへ入所した。今までは何ヶ月に1回だったのが毎月くらい行けるように。

妹さんはわかられるだけに辛い思いをしてきていると思う。これからは落ち着かれると思う。そのためにお金を使っていく。

事実行為と法律行為

事実行為は、食事介助、着替え介助などあるが、そういうことは（成年後見人が）しなくていい。成年後見人がするのは法律行為。家族が成年後見人になると、両方する事になる。家族から見れば、第三者成年後見人が事実行為もしてくれればいいのにな、と思うでしょう。できることとできないことをはっきり説明して受けさせてもらっているのが今のところはトラブルはないが。

契約関係は、障害者について厳しいというかきちんとした形になりつつある。本人が字を書けないから利用しているのだから、本人が書くのは合理的でない。だから契約者のサインは、成年後見人になると思う。金融機関がいちばんよい例だが、今まで親や施設職員が行けば出せていたけど、拒否されて「成年後見制度を利用したらどうですか」と言われるようになってきた。そのままでは本人の財産をつかえなくなる。福祉サービスも契約でないと利用できなくなる。

ご本人の住んでいる家の処分は成年後見人でも勝手にはできない。本人の生活の場は絶対確保しなければ行けない。被保佐人で独居・認知症の女性だったが、公営住宅から入院し、その後はグループホームへという流れだった。ホームへ入れたら公営住宅の契約を解除しようと言うことになり、「私がするまではしないでね」と言っていたのに、（本人が）してしまった。明け渡し確認の日が決まったところで私に連絡がきた。すぐにストップをかけた。登記事項証明書、成年後見の登記内容の証明書を出して、六法も持って居住不動産の処分について許可があるということを示して、「取り消してくれ」と言った。「ちょっと待ってほしい。初めてなんで」と言われた。家裁にも連絡して、手続きをやり直した。

親族後見人と第三者後見人の違い

お金の取り扱いをきちんとしていさえすれば、親族後見で本人の生活中心でやれると思う。私が気をつけないといけないと思っているのは、期限のあるいろんな申請手続き。こんがらかって時期が同時で大変だけど、うまく申請して医療費がタダになった例がある。

手続きについて後見人を説明しても「ご本人の名前を書いてください」と言って聞かなかつた。黙って帰って、県に連絡を入れた。すると、数日後に言ったらスムーズにできた。これは第三者だからできたのかなと思う

福祉サービスの事業所に対して、どれだけ言えるか。施設からグループホームへ、社会へというのは当然の流れだとは思うけど、本人にとっては大変なこと。

本人と一緒にグループホームへ見学に行ったことがある。この大きな変化に対応するためどう取り組んでおられるのか、ケースカンファレンスをしましたか？と聞いたら、「した」というけど会議録を見せてくださいと言ったら記録はなかった。それで、「参加した職員さんがどんな個別支援計画を立てたのか。見せてほしい」と言った。これもなかった。で、ケース記録を見せてほしいと

いった。ケアプランに基づいた日々の記録をどうしたか、見せてほしいと言った。記録はあったけど、後見人岡来所というようなことしか書いてなくて、本人のことは書いてなかった。即時にお断りした。

見た目はよかったし、個室。グループホームがいいでしょうと言う。休日はどうなるんですかと聞いたら、「入所施設に行って過ごします」と言われた。それじゃあ、運営上の都合でいきなり地域へ出すんですか、ということ。

きちんとした取り組みの上で地域へ出してほしいと思う。施設の人にしてみたら、いいことを言っているのに何が気に入らないのだろうかと思ったのだろう。

これだけのことが、ご家族が言えるかどうか。その辺が親族が後見人をする場合と第三者が後見人をする場合、おなじ第三者でも司法の人が福祉の人かで変わってくると思う。裁判所は選任前に事案をみて選任しているのだろうと思う。

ご家族でもできると思うけど、福祉サービスをどう使っていくのか、どうしたら使えるのか。それから医療関係。福祉の分野は広いからなかなかわからない。病院の医療ソーシャルワーカーの人とどう連携を取るか。専門職どうしで連絡を取っていくことができる。

第三者後見人としてしんどいのは、在宅の方の補助とか保佐が一番大変だと思う。というのは、24時間付きっきりで見てるわけではない。見ているのは家族。私の知り合いが保佐をしているけど、しょっちゅう相談の電話がかかってきます。被保佐人はまだ20代後半。夜にでかけていく。ご本人が好きな人のところだと思う。保佐人は心配。

それから悪質商法。実際に何十万円のものを買ってしまった。どうしたらいい？「ああ、業者の名前がわかるから、取り消し権を行使したらいいよ」と。クーリングオフも必要ありません。入所施設ならそういう心配はないけど、在宅と人間関係とか経済的な問題が出てくる。それをどうするか。

保佐の場合、9項目しかないけど、それで足りるのか。ご本人交えて相談して代理権を付与していけばいいと思う。私が実際に担当している人で、代理権付与が13とか15ある人もいます。最初に言ったように、その人の状態に応じてしていけばいい。第三者後見人だからしにくいところは、家族がされるときはこれはいんじゃないかなと思う。

ご親族がなられた場合も報酬の審判を申し立てることができるが、されている人は少ないと聞いている。ご本人の親族の方がなられた場合、後見の事務をするために必要な経費はご本人の財産からもらえるのだけど、それ以外に家族

のお金と一緒にたになってしまうのが一番問題。後見事務をしている人と、事務をしてもらっている本人とお金は別、ということが難しい。親族が後見人をするときに一番きをつけないといけないこと。帳面を付けるようなややこしいことはできないわ、と言う方は多いけど。

日中は活動で何とかすごせるけど、夜の見守りが一番大変。そこができるのが家族。お金の使い方を十分気をつけた上で、家族がされるのがいちばんいいのかなと思う。

複数後見

複数後見というのもある。ご親族の方と第三者が一緒になってするということ。身上監護を家族がされて、財産管理を第三者にお願いするというやり方。親族が財産管理の練習をする間、第三者がつくというやり方もあるし、親が高齢になったら第三者だけに引き継ぐ見通しで複数する事もある。

本人について成年後見人になると同時に、親御さんが任意後見契約をしておくとか、親御さんだけが任意後見契約しておくというやり方もある。親亡き後と昔から言われていることの対応の一つだと思う。

さっきの法人後見の話。私が受けている中でも紛争性が高いのは高いが、法人後見でした方が継続性があるなと思う。おじさん、おばさんが、高齢で申立はできるけど、というときに考えてもいいと思った。

後見の申し立ての手続き

申し立てしようか、利用しようかなと思ったとき、家庭裁判所に行けば貸してくれるのが「岡山後見ファイル」この中に全て入っている。これを見ながらやっていけば申し立てできる。素人としては、このファイルのおかげで申立が楽になった。

1ヶ月くらいは貸してくれるから、借りて作成して、電話を入れて調査官面談期日を入れたら審理が短くなる。期間が長くなるのは、候補者が見つからない場合、鑑定が遅れる場合。鑑定不要ならすごく早い。

申し立てるのは誰か。類型は後見と保佐。類型を選ぶのは(申立人の言い分ではなく)診断書。かかりつけ医でよいが、どの類型が妥当かは診断書で決まるから、注意。

選任されたら3冊の手引きをくれる。全体のガイド、書式、終了事務のガイド。

参考書の紹介『こんな暮らしがしたい』福祉協会が出している。

申立のお金。15,000円くらい(印紙代、切手代、証明書類の取り寄せ)。それから鑑定費用を別に徴収している。鑑定費用は5万から10万と言われているが、94パーセントは5万円。ご本人が医者のところまでいければ5万。医者が出張したときは高くなる。

報酬は？報酬付与の申立をしてもいいし、しなくてもよい。したらどれくらいになるか。定額はない。ひところ、平均3万円位という話も出ていたかと思うが根拠はない。

「検証！障害者自立支援法」

第7回ももたろうフォーラムに参加して
岸田 研作(運営委員)

今年の3月3日(土)に岡山ふれあいセンター(岡山市桑野)で「検証！障害者自立支援法」と題して「第7回ももたろうフォーラム」が開かれました。主催者は、岡山県内で障害者の地域生活を支援している「NPO法人ももたろうネットワーク」です。

利用時間が激減

昨年4月から障害者自立支援法が施行され、障害者のサービス利用の自己負担が1割になりました。また、同10月からは新たなサービス体系が始まり全面施行されました。自治体によっては、サービス利用を大きく削減したところもあり、岡山市内で一人暮らしをする坂本啓治さんは昨年10月の全面施行直前に、ホームヘルパーの利用時間が月320時間から77時間に激減するという市の決定通知書を見て驚いたことを報告しました。市長に要望書を出すなどして利用水準は以前の状況まで戻りましたが、経過措置であるため不安が残り行政への不信が大きくなったそうです。

財源抑制のツケ

基調講演の中で高原信幸さんは、負担増に反対する障害者や福祉関係者の声に押されて、国が12月に利用者負担の上限を4分の1に下げることを始めとする改善策を決めたことを報告しました。高原さんは、障害者福祉の現場で長年働かれた経験があり、異例の人事で障害福祉専門官として昨年4月より厚生労働省社会・援護局に勤めています。高原さんは、昨年度を自立支援法による混乱とその対応に追われた一年であったと総括しましたが、これは、障害者自立支援法が、支援費制度により急増した費用を抑制するため拙速に導入されたことを如実に物語っています。

自治体間格差のおそれ

岡山市の飯野孝司障害福祉課課長補佐や津山市の半田耕造社会福祉事務所障害福祉係主幹は自治体の財政力によってサービスの格差が生じる可能性について懸念を表明されました。評判が悪い自立支援法ですが、障害者の就労支援の強化や施設生活をよぎなくされている方の地域生活への移行など、目標としては評価すべき点もあります。

自立支援協議会を いかに生かすかがカギ

岡山県の駒木賢司障害福祉課長は、岡山県の障害福祉計画で、平成23年度末までに福祉施設から一般就労への実績を現行の4～5倍にすることや施設入所者の1割を越える人が地域生活へ移行することを目標としていることを報告しました。これらの目標が達成されるか否かは、国や自治体の施策だけでなく、障害者にかかわる様々な関係者（障害者自身、相談事業者、行政、サービス事業者、就労支援機関、学校など）の有機的なネットワークが構築される必要があります。このような地域の支援システムづくりをする場が、自立支援法によって設置が定められた地域ごとの自立支援協議会です。フォーラム最後の提言で、ももたろうネットワークの中尾浩二郎代表は、地域のネットワーク作りの大切さとそれを活かした新しい試みが重要であることを強調されていました。